

地方税財源の充実確保に関する決議

今日の地方自治体においては、急速に進行する少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

このような中、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、平成31年度税制改正・地方財政対策に当たり、一般財源総額の安定的確保のための新たなスキームの策定をはじめとし、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 平成31年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応し、安定的な財政運営を可能とするため、一般財源総額を充実し、複数年度にわたり確実に確保する新たなスキームを策定すること。

その際、財政運営面での不安を払拭するため、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 地方自治体では独自に行財政改革に取り組みながら、不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てているところであり、今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。
- (4) 消費税率10%引上げの財源を活用し、幼児教育の無償化や待機児童の解消等に充てられることとなっているが、地方と十分協議した上で具体化すること。また、これらの施策は国の責任

において実施し、十分な財政措置を講じること。なお、引上げまでの間、地方の取組に支障が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保すること。

- (5) 公共施設等適正管理推進事業費については、地方財政計画の計上額の増額、地方財政措置の拡充がなされたところであるが、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

2 平成31年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後とも地方自治体が地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。
- (3) 消費税率10%への引上げ時に、自動車税・軽自動車税に係る環境性能割の導入を確実に実施し、地方税財源の充実を図ること。また、税制のグリーン化については、機能を強化する観点から基準の見直しを行い、重点化を図ること。更に、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、車体課税にかかる地方税収は環境関連の減税の導入等により大幅に減少していることを十分踏まえ、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替財源の確保を前提として行うこと。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

以上決議する。

平成30年5月30日

全国市議会議長会